

第 38 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会（全体会）

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和 5 年 12 月 6 日（水）10：00 ～ 11：30
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川高輪口 ホール3C
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー） <p>オンライン 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授）</p>
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・東日本旅客鉄道株式会社 建設工務部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

1) 議事録確認

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 37 回委員会（11/1）部会①議事録案
- ・ 資料 2：第 37 回委員会（11/1）部会②議事録案
- ・ 資料 3：第 37 回委員会（11/1）部会③議事録案

2) 全体会

- ・ 次第
- ・ 資料 1：5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(2)

2 議事要旨

2.1 議事録確認

(1) 開会

- 第 38 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局京急)

(2) 議事録確認

1) 第 37 回委員会 (11/1) 部会①の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2) 第 37 回委員会 (11/1) 部会②の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

3) 第 37 回委員会 (11/1) 部会③の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2.2 全体会

(1) 開会

- 第 38 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(委員長)

(2) 5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について

- 資料 1 を説明する。2022 年 5 月 11 日開催の第 18 回調査・保存委員会に提示した「5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について」という文書に、第 37 回調査・保存委員会で提示された報告内容による新たな知見を踏まえ、加筆、若干の修正を施した。この文書は、前回の文書と同様に、これまでの発掘調査、文献・地図の調査等の知見に基づき、現段階での委員の見解を取りまとめたものであり、今後も新たな知見によって改訂されるものである。(委員長)
- 「1. 高輪築堤跡の遺構について」という部分のうち前半 3 点に関しては、特段、改訂の必要はないと判断。1 ページ目下段は、前回の文書に書き加えた。2 ページ目の「2. 文化財的価値について」は前回の文書と同様であるが、「3. 保護措置について」という項目を追加した。5・6 街区の保護措置については、1～4 街区と同様に計画の見直しを含めた現地保存を検討することを出発点としたいというものである。(委員長)
- 第 2 回、第 3 回、第 4 回と 3 回の懇談会の検討事項として、「上位計画の見直しを踏

またゼロベースにて第 7 橋梁橋台部 80m の現地保存の可能性を改めて検討・説明（JR 東日本）」という文言があった。これは懇談会において委員が第 7 橋梁橋台部等についてゼロベースにて検討を要望したということであり、それを念頭に置いて、今回の文書の「保護措置について」の 2 項目を追加した。（委員長）

← 3 点意見を述べる。1 点目は文書の位置付けについてである。前回文書の際にも同様の発言をしたが、今回の文書において連立事業 1 工区や東海道護岸等の状況に対して新たな知見として整理されたと理解している一方で、5・6 街区や隣接街区の大部分はまだ調査段階に至っておらず、保護措置に関する議論は性急であると考えているため、現在の状況を踏まえた現段階での委員のご見解を一旦取りまとめた出発点というものであると理解している。2 点目は、5・6 街区もこれまでと同様に、二者択一ではなく、遺構の保存と価値の継承をまちづくりとどのように両立していくかを検討していきたい。まちづくりとの両立というスタンスが基本姿勢である。本委員会や文化財行政の皆さま、さらに幅広いご議論をいただくために立ち上げた「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議などの意見も受け止めて真摯に取り組んでいきたい。3 点目は、2021 年にゼロベースで検討出来ないか、というご提言をいただいたことは確かであるが、その地域に求められる役割や地域とのつながりの創出などを含め、多面的にこの土地を捉えるべきと考えているため、ゼロベースに立ち戻るということは難しく、ふさわしくないと当時より述べさせていただいている。まちづくりと高輪築堤の継承の両立を目指して、この委員会の皆さまとともにしっかりと検討を進めてまいりたく、今後ともご指導をお願いしたい。（JR）

← 文書は委員の見解であり、これに対する事業者のコメントは議事録を残すという形で進める。（委員長）

← 議論の時期が性急であるという意見についてであるが、5 街区の北側は早急に試掘を行う必要があると思っており、それにより遺構の存在の連続性が確認できる。我々の見解では 5・6 街区に遺構が連続していることは明らかと考えるが、現時点で証拠が足りないということであれば早急に試掘調査を検討頂きたい。（委員長）

← ゼロベースでの検討については、周知の埋蔵文化財に関する通常の扱いとしては、確認してすぐに記録保存とするとはならない。最初に現地保存できないかを検討し、それが無理であれば記録保存を行う。それが周知の埋蔵文化財の取り扱いの基本的な在り方だと考える。現地に残せないのか、ということを経験的に投げかけることは、高輪築堤に限らず、文化財行政における遺跡に対する通常の見解と同様であるということを経験的に理解してもらいたい。（委員長）

- 5 街区で試掘調査を早急に実施するというご意見に対して、状況を理解したうえで進めたいと考えているため、時期を含めてしっかりと検討・議論できるように調査計画を相談してもらいたい。私どもとしてもしっかりと調査してから検討を進めたいという認識である。周知の埋蔵文化財の扱いの基本スタンスは私どもも認識しているが、ゼロベースという言葉の意味が解釈によって様々な捉えられ方をするため、難しい。私どもは

開発計画の中でいかに継承を考えられるかについて、先生方のご意見をいただきながら真摯に検討したいと考えている。(JR)

← ゼロベースという言葉自体は、経営用語などでは、今までの経験や前提を排除して考えていくという使われ方をしている。企業の成功体験に縛られて議論をすると新たな発想が生まれて来ず、誤った判断になる可能性があるので排除して考えるということである。そう考えると、遺構も、開発計画がどう進んでいるか等は一旦排除して、現地保存を前提としつつ、そうでなかったら、というところが出発点になると思う。(老川委員)

← 計画の見直しを含めた現地保存という書き方でも良いと思う。ただ、ゼロベースは特異な言葉ではなく一般的に用いられている。事業者は開発と保存の両立という観点では、この文書で心配しなくて良いと思う。(老川委員)

- 土地区画整理事業は大臣認可を経て国家戦略特区のなかで進めており、既に工事も始まっている。基盤整備を担うURとして本日の見解を重く受け止めるが、事業はJRのみではなく一般の地権者や周辺の住民からも意見をもらい進めており、国からの補助金も受けている事業である。今後の調査や本委員会の議論も踏まえながら進めていきたいと思っているので、今後ともよろしくお願ひしたい。(UR)
- 事業の公共性と文化財の保存の両立について、できる限り工夫や努力はするので、是非丁寧に議論を進めてもらいたい。(京急)
- 公共事業として連立事業を進めており、事業や工事の内容を説明しながら、文化財の調査にも協力してきた認識である。今回の文書を重く受け止め、今後も調査に協力して事業を進めていきたい。(東京都)
- 第8橋梁及びそれに伴う南北横仕切堤の遺構が確認された部分で、南横仕切堤についてはT.P.0m以深で確認された杭・板材のことだと思っているが、できる限りの調査を進めてきた。今後も引き続きしっかりと調査を行いたいので、今後も一緒に検討いただきたい。(京急)
- 高輪築堤の保存とまちづくりの両立を図るための調整を行っていきたい。引き続き協力をお願いします。(文化庁)
- 今回一定の見解を事業者からいただいたので、今後はもう少し具体的な説明ができるようになったと思っている。(港区)
- この文書はあくまで現段階の委員の見解をまとめたものである。今後の議論の出発点として理解いただきたい。本日の議論を土台として今後の議論を進めていきたいと思う。(委員長)

(3) その他

- 資料・議事録の公開を11月27日に公開した。続けて12月8日に各社ホームページで公開する。今後も確認作業や準備ができ次第、順次公開していく。(事務局京急)

<全体会・部会②終了後>

- 最後に文化財行政からコメントをもらう。
 - ← 引き続き保存とまちづくりの両立に取り組みたい。部会②は影響低減に協力いただき感謝する。部会③は非開催だったが、調査と対応をお願いする。(文化庁)
 - ← 開発事業のあるなかで埋蔵文化財を少しでも将来に引き継ぐことが埋蔵文化財保護行政の使命と考える。現地保存から調整をスタートするのが文化財行政の基本であるという委員長のご発言に異存はない。(東京都)
 - ← アクセス線について情報公開の手順の不備から取材対応に混乱が生じたが、議事録について例えば委員会終了後2か月以内にホームページで公開するといった目安を定めるなど、事務局でご検討頂きたい。(東京都)
 - ← 5・6街区については、開発計画があるなか、基本的にはそこに築堤があるという前提で丁寧に取り扱っていくという認識が確認できた。(港区)
 - ← アクセス線の報道について、きっかけは都の遺跡地図のホームページによる公開である。私からは8月2日の部会③で速やかな公表を依頼する旨の発言をしている。議事録が11月に公開されたが、こちらから早めに情報を入れておけばこのような混乱は起きなかったと思う。試掘は文化財保護法第99条に基づいて行政が調査を行う。行政が情報を持ち続けていたという誤解を与えないようにもしたいので、情報公開の調整など引き続き連携していきたい。(港区)

(4) 閉会

3 議事録

3.1 議事録確認

(1) 開会

- (事務局京急) 第 38 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 挨拶
 - ・ 資料確認
 - ・ オンラインの案内
 - ・ 次第説明

(2) 議事録確認

- (事務局京急) 3 つの議事録について修正等の指摘はあるか。修正等があれば委員会終了までに連絡をいただきたい。
- (事務局京急) 意見がなければ、議事録確認を終了する。

3.2 全体会

(1) 開会

- (委員長) 次第に沿って進める。

(2) 5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について

- (委員長) 資料 1 を説明する。アンダーラインの部分については、2022 年 5 月 11 日開催の第 18 回調査・保存委員会に提示した「5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について」という文書に加筆、若干の修正を施した箇所である。冒頭にある新しい知見とは、前回の文書の中に“現段階での見解であり今後の新たな知見によって改訂されるものである”と記載してあり、今回はこれを受けたものとなる。1 ページ目の下段にその内容を記載しているが、第 37 回調査・保存委員会で提示された「京急連立事業（1 工区）・品川駅改良事業及び環状 4 号線事業に伴う埋蔵文化財調査成果について（報告）」の報告内容が新たな知見である。この文書は、前回の文書と同様に、これまでの発掘調査、文献・地図の調査等の知見に基づき、現段階での委員の見解を取りまとめたものであり、今後も新たな知見によって改訂されるものである。「1. 高輪築堤跡の遺構について」という部分のうち前半 3 点に関しては、第 18 回調査・保存委員会時と同様の内容とな

っており、特段、改訂の必要はないと判断した。1 ページ目下段は、第 37 回調査・保存委員会での報告を①～③として取りまとめたものであり、前回の文書に書き加えた。2 ページ目の上から 2 点は、その後の発掘調査の知見に基づいて加筆した。2 ページ目の「2. 文化財的価値について」は前回の文書と同様であるが、「3. 保護措置について」という項目を追加した。これは 2021 年 4 月 21 日の「高輪築堤跡の保存の方針についての見解」において、「5・6 街区の築堤の『現地保存』を考慮した開発計画を策定することを要望」していることを受けて、5・6 街区の保護措置については、1～4 街区と同様に計画の見直しを含めた現地保存を検討することを出発点としたいというものである。その裏付けとなるのは、第 7 回調査・保存委員会で、「懇談会の位置付け及び検討経過について」報告され、1～4 街区の保護措置決定に当たって懇談会を開催したという経緯が資料として提示されている。第 2 回、第 3 回、第 4 回と 3 回の懇談会の検討事項として、「上位計画の見直しを踏まえたゼロベースにて第 7 橋梁橋台部 80m の現地保存の可能性を改めて検討・説明 (JR 東日本)」という文言である。これは懇談会において委員が第 7 橋梁橋台部等についてゼロベースにて検討を要望したということであり、それを念頭に置いて、今回の文書の「保護措置について」の 2 項目を追加した。

(委員長)
(JR)

質問、意見はあるか。

3 点意見を述べさせていただく。1 点目は文書の位置付けである。委員会の目的は現地での調査、文献調査等、これまでご指導いただいているように丁寧に状況を確認して頂く一方で、開発の計画や基盤工事の掘削計画を勘案しながらどのような対応が必要なのかをご議論いただいていた。前回、2022 年 5 月 11 日の文書を提示いただいた際にも同様の発言をしているが、今回の文書は、部会①でいうと京急 1 工区、部会②でいうと東海道護岸ほか埋立護岸の部分の検討を加えている状況は理解しているが、5・6 街区や隣接する地区の大部分について調査段階には至っていないため、保護措置に関する議論は性急であると考えている。前回と同様に、今回の文書は委員会の目的事項である調査や保存の方針を定めたものではなく、今後検討するにあたり、現段階での委員のご見解を一旦取りまとめた出発点というものであると理解している。2 点目は、文化財的な考え方の文書を提示いただいたことに対して、改めて事業者の立場としての考え方を述べさせていただく。5・6 街区、隣接地区、あるいは TAKANAWA GATEWAY CITY を含めた品川全体の開発を 2009 年の車両基地再編工事から順次進めてきている。その中で国家戦略特区の計画の認定、JR 東海のりニア中央新幹線の品川駅新設、東京都の環状 4 号線の延伸、京浜急行本線連続立体交差事業、UR の土地区画整理事業における基盤工事等などと連携しながら、全体で品川のポテンシャルを高めていこうと

いうプロジェクトを進めている。その中で高輪築堤が出土しているが、5・6 街区もこれまでと同様に、二者択一ではなく、遺構の保存と価値の継承をまちづくりとどのように両立していくかを検討していきたい。まちづくりとの両立というスタンスが基本姿勢である。本委員会や文化財行政の皆さま、さらに幅広いご議論をいただくために立ち上げた「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議などの意見も受け止めて真摯に取り組んでいきたい。3点目は、委員長からお話があった 2021 年 4 月の懇談会資料における「ゼロベースで」という部分についてである。当時は 1～4 街区、特に 3 街区、あるいは第 7 橋梁部の議論が中心だったが、懇談会の検討事項として、ゼロベースで検討出来ないか、というご提言をいただいたことは確かである。ただし「ゼロベース」の対象や意味の捉え方が人によって異なるほか、民間事業者としては、上位計画や法規制の前提がある土地を有効活用することで、その地域に求められる役割や地域とのつながりを創出し、日本を元気にする、ということを含め、多面的にこの土地を捉えるべきと考えているため、ゼロベースに立ち戻るということは難しく、ふさわしくないと当時より述べさせていただいている。まちづくりと高輪築堤の継承の両立を目指して、この委員会の皆さまとともにしっかりと検討を進めてまいりたく、今後ともご指導をお願いしたい。

(委員長) 文書は委員の見解であり、それに対する事業者のコメントは議事録を残すということで進める。

(委員長) 1 点、議論の時期が性急であるという意見については、5 街区の北側の部分などは早急に試掘を行う必要があると思っている。それによって遺構の存在が連続的に確認できると考えている。我々の見解では高輪築堤は 5・6 街区の方にも連続していると考えが、現時点は証拠が足りないということであれば早急に試掘調査を検討頂きたい。それにより議論がより深まっていく。もう 1 点、ゼロベースでの検討については、通常の周知の埋蔵文化財の扱いとしては、確認してすぐに記録保存とするとはならない。最初に現地保存できないかを検討し、それが無理であれば記録保存を行う。それが周知の埋蔵文化財の取扱いの基本的な在り方だと考える。この考えに異論があるなら文化財行政から指摘をいただきたい。現地に残せないのか、ということをも最初に投げかけることは、高輪築堤に限らず、文化財行政における遺跡に対する通常の取扱いと同様であるということを理解してもらいたい。

(JR) 5 街区で試掘調査が可能であれば早急に進めたほうが良いというご意見であるが、状況を理解したうえで調整し、進めていきたいと考えている。現在現場は更地ではないため、時期は相談しながら設定したいが、しっかりと検討、議論できるように調査計画を相談させてもらい

たい。私どももしっかりと調査をしてから検討を進めたいという認識である。遺構の遺存状況によって検討の幅が広がることは理解しており、周知の埋蔵文化財の扱いの基本的なスタンスであるという部分は、私どもも認識している。ゼロベースという言葉の意味が一般用語ではあるものの、解釈によって様々な捉えられ方をするため、難しい。私どもは開発計画の中でいかに継承を考えていけるかということ、先生方のご意見をいただきながら真摯に検討したいと考えている。

(老川委員)

ゼロベースという言葉調べてみると、最近では企業の経営などでも用いられているが、今までの経験や前提を排除して考えていくというようである。なので、企業としての成功体験に縛られて議論すると新たな発想が生まれてこない、誤った判断になる可能性があるのを排除して考えるということである。そう考えると、遺構についても開発計画がどう進んでいるか等は一旦排除して、現地保存を前提としつつ、そうでなかったら、というところを出発点とすることだと思う。私はゼロベースで考える、としたほうが良いと思っていたが、計画の見直しを含めた現地保存という書き方でも結構かと思う。ただ、ゼロベースという言葉は特異な言葉ではなく一般的に用いられていると認識してもらいたい。事業者は、開発と保存の両立という観点では、この文書でそれほど心配しなくても良いと思う。

(UR)

土地区画整理事業は大臣認可を経て国家戦略特区のなかで進めている。既に工事も進めている。開発に合わせた基盤整備を担っているが、本日の見解を重く受け止めるが、地権者は JR のみではなく、一般の地権者もあり、周辺住民の皆さまからも意見をもらいながら進めている事業である。国からの補助金もいただいている。今後の調査や本委員会の議論も踏まえながら進めていきたいと思っているので今後ともよろしくお願ひしたい。

(京急)

品川周辺は様々な計画や開発が進み、事業の公共性と文化財の保存の両立について、できる限りの工夫や努力はするので、是非丁寧に議論を進めてもらいたい。

(東京都)

公共事業として京急線連立事業を進めている。これまでも公共事業を進めるにあたって、事業や工事の内容を説明しながら、文化財の調査にも協力してきたと認識している。今回の文書を重く受け止めて、今後とも文化財の調査に協力しながら事業を進めていきたい。

(京急)

2 ページ目の上段にある、「第 8 橋梁及びそれに伴う南北横仕切堤が含まれる範囲であり、南北横仕切堤の遺構が確認されている」という部分で、南横仕切堤については T.P.0m 以深において確認された、構成材である可能性が高い杭・板材のことだと思っているが、現在調査可能な範囲ではきちんと調査を進めてきたと考えている。今後も連立事業の進捗にあわせて、引き続きしっかりと調査を行いたいので、一緒に検討いただきたい。

- (文化庁) 高輪築堤の保存とまちづくりの両立を図るために調整を図っていきたい。引き続きお願いする。
- (港区) 2 ページ目の保護措置について「5・6 街区については築堤の『現地保存』を考慮した開発計画を策定することを要望」しているということ、2021 年 4 月 21 日の見解で新たに示してもらっている。これについて、2021 年 5 月 11 日に同様の趣旨のコメントを港区教育委員会から JR に送っている。そこから 2 年以上経過しているが、議会などの対外説明ではこちらを用いて説明していて、その後、現時点では開発計画等は明らかになっていないと説明を繰り返している。今回、各事業者から見解をいただいたので、今後はもう少し具体的な説明ができるようになったと思っている。
- (委員長) この文書はあくまで現段階の委員の見解をまとめたものである。今後の議論の出発点として意見を提示したと理解をいただきたい。事業者や行政からコメントをいただけたことはありがたいので、この議論を土台として今後の議論を進めていききたいと思っている。
- (委員長) 他になければ、次に進める。

(3) その他

- (委員長) その他は何かあるか。
- (事務局京急) 資料・議事録を 11 月 27 日に公開した。続けて 12 月 8 日にも京急、JR のホームページで公開予定である。今後も確認作業や準備ができ次第、順次公開していく。
- (委員長) これまでと同様、情報公開はできる限り速やかにお願したい。

<全体会・部会②終了後>

- (委員長) 最後に文化財行政からコメントをもらう。
- (文化庁) 本日はありがとうございました。5・6 街区の議論について、引き続き保存とまちづくりの両立に取り組んでいきたいと思う。部会②は影響低減に協力いただき感謝する。部会③は開催されなかったが、調査と対応を進めていただくよう引き続きお願いする。
- (東京都) 本日の議論、ありがとうございました。開発事業があるなかで、遺跡、遺構を少しでも将来にわたって残すことが埋蔵文化財保護行政の使命だと考えている。その中で調整をしていくのだが、文化財行政として調整は現地保存がスタートというのが基本なので、引き続き事業者にも協力いただきたい。試掘調査等で遺構が発見された場合は、文化財保護法に則り、届け出を適切に行ってもらいたい旨は、これまで委員会で発言をしてきた。文化財保護法 95 条で、「国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために 必要な措置の実施に努めなければならない」とあり、

私どもはこれに基づいて遺跡地図情報インターネット提供サービスで広く周知を行っている。世間の関心が高い遺跡のため、インターネット提供サービスを見た都民、国民の皆様がこの遺跡の在り様や本委員会での議論の進捗に関心を持つこと、報道機関の問い合わせも想定できたのではないかと。アクセス線については遺跡地図に掲載された段階において、委員会の議事録が公開されていなかったことにより、取材対応に混乱が生じたということが率直な感想である。特に議事録の公開については、例えば委員会終了後 2 か月以内に公開することを原則とするなどの目安を定めることを事務局でご検討頂きたいと思う。

(港区)

5・6 街区については、開発計画があるなか、基本的にはそこに築堤があるという前提で丁寧に取り扱っていくという認識が確認できた。アクセス線の報道について、きっかけは都の遺跡地図のホームページでの公開である。過去の議事録を読むと、部会③は 8 月 2 日に実施されていて、その時の私の発言で、文化財の公表のタイミングも含めて連携して行っていききたいと発言した。その後、学芸員が現場で事業者と話し、速やかな公表をお願いしていた。結果、11 月 27 日にホームページに議事録が掲載された。この間、もう少し早くこちらから情報を入れておけば、報道対応で混乱は起きなかったと思っている。情報公開を速やかに行っていただけるよう、引き続き協力していきたい。試掘は文化財保護法第 99 条に基づいたものであるため、行政主体で調査を行っている。行政が情報を持ち続けていたという誤解を与えないようにもしたいので、情報公開の調整など引き続き連携していきたい。

(4) 閉会

(委員長)

他になければ全体会を閉会し、部会②に進める。

以上